

【ドイツ】ワクチン接種、検査、防護措置免除、入国に係る規則の改正

前専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子

* オミクロン株に関する新たな科学的知見に基づき、ワクチン接種、検査、防護措置免除、入国に係る規則が改正された。医学に関する連邦機関の判断が、迅速に反映されるようになる。

1 連邦首相及び州首脳による合意

2022年1月7日に、ショルツ (Olaf Scholz) 首相は各州首脳とTV会議を開催し、オミクロン株に関する新たな知見に基づき、ワクチン接種・ブースター接種を推進し、飲食店入店に「2G プラスルール」¹を課す制限措置強化を行うとともに、隔離日数の短縮等について合意した²。次いで同月24日、従来の対策を継続しつつ、PCR検査を重症化リスクの高い高齢者や合併症・免疫抑制患者等に集中すること等で合意し³、さらに同年2月16日には、オミクロン株の流行がピークアウトしたことを前提として、感染防護措置を段階的に縮小することで合意した⁴。

2 コロナウイルスワクチン接種規則及びコロナウイルス検査規則の改正

2022年1月10日、「第2次コロナウイルスワクチン接種規則及びコロナウイルス検査規則改正規則」⁵ (全3か条) が発布され、翌11日から施行された。第1条はコロナウイルスワクチン接種規則⁶の改正、第2条はコロナウイルス検査規則⁷の改正、第3条は施行を規定する。この改正規則は、ワクチン接種予防強化法⁸を実施するために必要な、予防接種実施者の資格と薬局の報酬等を規定する。また、回復者証明の要件を感染後3か月までに短縮し、その後のワクチン接種を可能とする⁹。検査については、①直近14日間に、感染が判明し隔離されている者と、無症状の濃厚接触者は、検査を受ける権利を有し、②入国前10日以内に変異株流行地域

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年3月8日である。

¹ ワクチン接種者 (Geimpfte) 又は感染からの回復者 (Genesene) にも、その日有効な陰性証明書の提示義務を課す。ただし、ブースター接種を受けた者は、接種当日から検査不要である。

² „Booster-Impfung bester Schutz vor Omikron,“ 7. Januar 2022. BRg website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/themen/coronavirus/bund-laender-corona-1995178>> 連邦と州の合意については、次を参照。„Corona-Regelungen: Das haben Bund und Länder vereinbart.“ BRg website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/themen/coronavirus/corona-regeln-und-einschrankungen-1734724>>

³ „Beschluss: Videoschaltkonferenz des Bundeskanzlers mit den Regierungschefinnen und Regierungschefs der Länder am 24. Januar 2022.“ BRg website <<https://www.bundesregierung.de/resource/blob/974430/2000838/196ba96d5c9f415faf48dbb9178fc24f/2022-01-24-mpk-beschluss-data.pdf?download=1>>

⁴ „Videoschaltkonferenz des Bundeskanzlers mit den Regierungschefinnen und Regierungschefs der Länder am 16. Februar 2022: BESCHLUSS.“ BRg website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/suche/videoschaltkonferenz-des-bundeskanzlers-mit-den-regierungschefinnen-und-regierungschefs-der-laender-am-16-februar-2022-2005882>>

⁵ Zweite Verordnung zur Änderung der Coronavirus-Impfverordnung und der Coronavirus-Testverordnung vom 7. Januar 2022 (BAnz AT 10.01.2022 V1)

⁶ Coronavirus-Impfverordnung vom 30. August 2021 (BAnz AT 31.08.2021 V1)

⁷ Coronavirus-Testverordnung vom 21. September 2021 (BAnz AT 21.09.2021 V1)

⁸ 所定の研修を受講した薬剤師、歯科医師及び獣医師が、ワクチン接種を行うことができる旨を定めた。Gesetz zur Stärkung der Impfprävention gegen COVID-19 und zur Änderung weiterer Vorschriften im Zusammenhang mit der COVID-19-Pandemie vom 10. Dezember 2021 (BGBl. I S. 5162); 泉眞樹子「【ドイツ】連邦・州合意に基づくコロナ対策—感染症予防法・安定化基金法等改正、防護措置免除規則・接種規則・検査規則等改正—」『外国の立法』No.290-2, 2022.2, pp.5-6. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12088681_po_02900202.pdf?contentNo=1>

⁹ „Beschluss der STIKO zur 16. Aktualisierung der COVID-19-Impfempfehlung.“ 13.01.2022. RKI website <https://www.rki.de/DE/Content/Infekt/EpidBull/Archiv/2022/02/Art_01.html>

に滞在していた入国者は、入国後 14 日間、検査を受ける権利を有すること等を定める。

同年 2 月 11 日には、感染者数増によって PCR 検査がボトルネックとならないよう、PCR 検査の対象を絞り、より効果的に行うことを目的とした「第 1 次新型コロナウイルス検査規則改正規則」¹⁰ (全 2 か条) が発布され、翌 12 日から施行された。無料 PCR 検査は、陽性確率の高いケースに限定し、かつ医療従事者等や高リスク・脆弱な者を優先すること、その際も PCR 検査の前に迅速抗原検査が陽性であることを確認すること等を内容とする¹¹。

同月 21 日には、「第 4 次新型コロナウイルスワクチン接種規則改正規則」¹² (全 2 か条) が施行され、医薬品卸売業者のワクチン輸送に関して、接種を行う公的医療機関、予防接種センター等の事業者以外への配送を州が通知した場合の報酬の規定の追加等が行われた。

3 COVID-19 防護措置免除規則及びコロナウイルス入国規則の改正

2022 年 1 月 14 日、「COVID-19 防護措置免除規則及びコロナウイルス入国規則を改正する規則」¹³ (全 3 か条) が発布され、翌 15 日から施行された。第 1 条は COVID-19 防護措置免除規則¹⁴の改正、第 2 条はコロナウイルス入国規則¹⁵の改正、第 3 条は施行を規定する。

この改正規則は、ワクチン接種や回復の証明書、隔離に関する全国統一要件を、科学的知見に基づき公表される基準によると規定することで、状況に応じた柔軟な規制を直ちに実施できるようにするためのものである¹⁶。具体的には、次のとおりである。①**接種証明書**：パウル・エーリヒ研究所¹⁷が、ロベルト・コッホ研究所 (RKI)¹⁸と協議して¹⁹、接種証明書の基準 (ワクチン種別、接種回数、ブースター接種、接種間隔) を、インターネット上で公表する。②**回復証明書**：RKI が、回復証明の基準 (以前の感染証明のために用いられた検査の種類、検査後に経過しなければならない時間、検査から経過し得る最長時間) を、インターネット上で公表する。③**接種者及び回復者に対する隔離義務免除の適用除外**：RKI がインターネット上で公表している基準に従って州による隔離が可能とされる場合、又は、変異株まん延地域滞在後にドイツへ入国した場合、接種者と回復者への隔離義務免除は適用されない。④**隔離の短縮化**：RKI が公表した隔離期間²⁰は、(a)感染者・濃厚接触者の隔離は 10 日間、検査で陰性となった場合 (感染者は、併せて検査前 48 時間に無症状であること) は 7 日後に終了する、(b)連続検査が行われている学童や保育園児が濃厚接触者となった場合には、PCR 検査や迅速抗原検査によって陰性が証明されれば、隔離は 5 日で終了することができる、である。

¹⁰ Erste Verordnung zur Änderung der Coronavirus-Testverordnung vom 11. Februar 2022 (BAnz AT 11.02.2022 V1)

¹¹ „Angepasste Teststrategie: Das gilt jetzt bei Corona-Tests.“ 14.02.2022. BRg website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/suche/corona-test-strategie-2004912>> その他、検査規則第 7 条「給付報酬請求」に関して、書式等の詳細について連邦保険医協会が定める期限を、2022 年 2 月 26 日に延長すること等が定められた。

¹² Vierte Verordnung zur Änderung der Coronavirus-Impfverordnung vom 21. Februar 2022 (BAnz AT 22.02.2022 V1)

¹³ Verordnung zur Änderung der COVID-19-Schutzmaßnahmen-Ausnahmenverordnung und der Coronavirus-Einreiseverordnung vom 14. Januar 2022 (BAnz AT 14.01.2022 V1)

¹⁴ COVID-19-Schutzmaßnahmen-Ausnahmenverordnung vom 8. Mai 2021 (BAnz AT 08.05.2021 V1)

¹⁵ Coronavirus-Einreiseverordnung vom 28. September 2021 (BAnz AT 29.09.2021 V1)

¹⁶ „BundesratKOMPAKT: 1015. Sitzung am 14. Januar 2022: Topf Corona-Verordnungen.“ BR website <<https://www.bundesrat.de/DE/plenum/bundesrat-kompakt/22/1015/1015-node.html>>

¹⁷ Paul-Ehrlich-Institut. ワクチン、生物製剤等のバイオ医薬品分野の臨床試験の承認及び許可を行う連邦機関。

¹⁸ Robert Koch-Institut. 疫学調査・予防及び生物医学研究を任務とする連邦機関。

¹⁹ 協議 (Benehmen) とは、単なる意見聴取を意味し、聴取された側は懸念を表明できるが、所轄官庁はそれを覆すことができる。 „Benehmen.“ bpb website <<https://www.bpb.de/nachschlagen/lexika/recht-a-z/323120/benehmen>>

²⁰ „Quarantäne- und Isolierungsdauern bei SARS-CoV-2-Expositionen und -Infektionen; entsprechend Beschluss der Ministerpräsidentenkonferenz vom 7. und 24. Januar 2022.“ RKI website <https://www.rki.de/DE/Content/InfAZ/N/Neuartiges_Coronavirus/Quarantaene/Absonderung.html>